

平成24年度 森町水質検査計画書-2

駒・赤地区簡易水道分

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																								浄水			原水	検査の省略
			検査回数																								浄水			原水	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上		
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								●	●	●	不可	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								●	●	●	不可	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	不可	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)	
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
13	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	トランス1,2-ジクロロエチレン	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	ジクロロメタン	0.004mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
21	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
22	クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
25	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
26	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
29	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																								●	●	●	不可	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								●	●	●	可	
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																								●	●	●	可	
37	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								○	●	●	可	
39	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								○	●	●	可	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								○	●	●	可	
41	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																								△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																								△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								○	●	●	可	
44	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																								○	●	●	可	
45	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
46	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
47	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
48	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
49	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
50	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																								○	●	●	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																								●	●	●	大腸菌(定量試験)・ウェルツシュ芽胞菌	
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																								●	●	●	急速濾過 濁度監視あり	

●: 検査回数の減は無し

○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。

△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。

可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査し、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林

事業区1157林班ソ小班内

浄水採取場所: 茅部郡森町字駒ヶ岳232番地44

